

諮問番号：令和6年度諮問第1号

答申番号：令和6年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号）第24条及び第294条並びに兵庫県税条例（昭和35年条例第63号）第14条及び三木市税条例（昭和30年条例第7号）第23条の規定に基づき、審査請求人に対し、令和5年度分の市民税・県民税額を5,800円と決定し、その旨を通知する賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

2 審査請求

審査請求人は、令和5年8月25日、三木市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁が賦課決定処分を行った際に納税通知書の添付書類として送付した手引き「令和5年度市民税・県民税について」（以下「手引き」という。）によれば、審査請求人は、市民税・県民税の均等割も所得割も課税されないはずであり、手引きの記載について処分庁に問い合わせても明快を得られない。本件処分は違法・不当であるため、処分を取り消すべきである。

- (2) 本件処分は違法・不当な処分であることから、令和５年度の価格高騰重点支援給付金や過年度のコロナ給付金、介護保険料等は遡及し、訂正すべきである。
- (3) 全市民に対し令和５年度市民税・県民税の均等割の課税処分を是正し、公告することを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、法令の規定に基づき、適正に行われており、適法である。
- (2) 処分庁は、手引きに係る審査請求人からの問い合わせに関し、賦課決定処分が法令に基づき行われたことを説明し、適切に対応している。本件処分は適正に行われており、正当である。

第４ 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４５条第２項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人は、地方税法第２４条及び第２９４条並びに兵庫県税条例第１４条及び三木市税条例第２３条の規定により市・県民税を課税されており、本件処分は、法令等の規定に基づき適法に行われたものと認められる。
- (2) 手引に市民税・県民税が課税されない者として「a. 前年中において所得を有しなかった方」という記載があることについて、その記載中の所得（以下「所得(a)」という。）が法令上のどの所得を指しているかについて、手引きの記載からは必ずしも明らかでない。
- (3) しかしながら、当該手引きは、賦課決定の内容を一般市民が理解できるよう簡潔かつ平易にまとめられたものであると

いう趣旨については不当とまでは認められず、同趣旨に鑑みれば、所得(a)は「個人の前年中の総収入金額から、その収入を得るために要した経費(必要経費)を差し引いた残額をいう」という処分庁の主張も、社会通念上相当であり、当該手引きの記載をもって本件処分が不当であるとまではいえない。

- (4) また、審査請求人の「法的根拠及びその他の根拠の有無にかかわらず、納税者、市民に公言、公約文書で(a)を開示したならば、(a)を遵守し、(a)を履行すべきである。」「また、遡及すべきでもある。そして今年度の価格高騰重点支援給付金や過年度のコロナ給付金、介護保険料等の保険料など訂正すべきである。」という主張は、現行法令等に基づかない処分を求めるものである。
- (5) よって、本件処分が現行法令等に照らし、適法かつ適正に行われているか否かを審査する本件審査請求においては、審査の対象とはなり得ず、審査請求人の主張は採用できない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和6年7月30日	諮問
令和6年10月11日	調査審議
令和6年12月19日	調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以

下のように判断する。

- (1) 審査請求人に対して賦課された令和5年度分の市民税・県民税額は、当審査会における検証を通じて、地方税法第24条及び第294条並びに兵庫県税条例第14条及び三木市税条例第23条の規定に基づき適正に算定されたものと認められ、他に本件処分に違法または不当な点は認められないものである。

この点、審査請求人は、「手引き」によれば市民税・県民税の均等割も所得割も課税されないはずであると主張する。

しかし、賦課決定処分は、法令に基づき行われるもので「手引き」によって行われるものではないから審査請求人の主張は失当である。

さらに付言すると、「手引き」の2項「市民税・県民税が課税されない方」には「以下に該当する方には、市民税・県民税は課税されません」との記載があるところ、その(2)において「所得割の課税されない方」との記載は、その(1)の「均等割も所得割も課税されない方」との記載の対比から、「均等割は課税されるが所得割は課税されない方」を意味するものである。

したがって、(1)の「均等割も所得割も課税されない方」は、均等割の非課税項目を説明したものと理解することができる。

そこで、「a」乃至「d」の法的根拠を検討すると、「a」は、「市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令に定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない」と規定する地方税法295条第3項を根拠にこれを簡潔・平易に記載されたものであり、「b」「c」「d」は、地方税法、兵庫県税条例、三木市税条例等を具体的にしたものである。

そして、地方税法第295条3項が均等割に関する規定である以上、「a」における「所得」の意味は、「d」と同一であることは至極当然のことである。

- (2) 上記のとおり、賦課決定処分は法令に基づき行われるものであり、「手引き」によって行われるものではなく、本件処分に何ら違法または不当な点はないから、審査請求人の令和5年度の価格高騰重点支援給付金や過年度のコロナ給付金、介護保険料等の保険料など遡及して訂正すべきであるとの主張及び全市民に対し令和5年度市民税・県民税の均等割の課税処分を是正し公告すべきとの主張には理由がないものである。
- (3) よって、本件処分が現行法令等に照らし、適法かつ適正に行われており、本件審査請求には理由がないものと認められるから、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和6年12月27日

三木市行政不服審査会
会長 矢形 幸之助
委員 東 泰弘
委員 磯辺 康子